

令和2年4月16日

きりはら遊こども園1号認定（短時部）  
保護者のみなさま

きりはら遊こども園  
園長 川口 眞示

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための認定こども園  
1号認定（短時部）休園措置についてお知らせ

平素は、本園の教育・保育運営に、格別のご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、現在市内の小学校・中学校・幼稚園については、市内で新型コロナウイルス感染者が確認された日から2週間後の4月20日（月）まで臨時休校・休園の措置をされていますが、県内ではクラスターの発生はもとより、感染経路が特定できない感染者が増えるなどの状況が続き、県知事からの感染拡大阻止緊急メッセージが出されたところです。

このような状況を踏まえて、子どもたちの健康と安全を最優先し、また、感染リスクを低減させるため、引き続き市内の小学校・中学校・幼稚園については、5月6日（水）まで臨時休校・休園措置を延長すると市から連絡がありました。

これまで本園については、平常保育を実施してまいりましたが、更なる感染防止のため、1号認定（短時部）について、新たに臨時休園の措置を行う様市より指示がございました。

つきましては、教育機能利用の1号認定（短時部）のお子様の保護者の皆様につきまして、急なお知らせではありますが、下記のとおり対応しますので、ご理解とご協力をお願いします。

記

1. 休園期間について

令和2年4月20日（月）～令和2年5月6日（水）

2. 休園中の園児の過ごし方について

家庭保育（自宅で過ごすこと）が基本となります。

3. その他

5月7日（木）以降については、感染状況により、再開や一部休園延長等が考えられます。決定次第、速やかにお知らせします。

※短時部利用のご家庭で、就労等の理由でどうしても家庭保育が困難な家庭につきましては、保育の継続も可能です。保育希望の方は、園まで申し出てください。

※給食費については登園日数における日割り計算での徴収となります。

保護者の皆様にはご負担をおかけすることになりますが、ご理解とご協力をお願いします。